

安倍流教育「改革」——第二ラウンド——の争点

成 嶋 隆

はじめに——

『ジャパン・タイムズ』 四日連続の教育社説

英字新聞 The Japan Times (以下、JT) は、今年一月、連続四日間にわたり教育問題に関する社説を掲げた。——一月二日の「教育にもっとコンピュータを？」(More computers in education?)、一二日の「教育か洗脳か？」(Teaching or brainwashing?)、一三日の「教育委員会の権限を維持せよ」(Keep power in boards of education)、そして一四日の「子どもたちに自分で考えさせよ」(Leave those kids alone) の四本である。

筆者は、かねてよりJTの報道スタンスにおける一

定の見識に着目してきた。「見識」というのは、たとえば、目下大きな問題となっている、いわゆる「従軍慰安婦」についての報道にみられるものである。やや古いものになるが、高等学校教科書の検定結果について報じた一九九七年六月二四日のJT記事に次のような一節がある。

—— Corrections were required on a total of 15 parts in 14 social studies textbooks dealing with war compensation and the issue of "comfort women." the euphemism for the wartime sex slaves, to clarify the government's stance. ——
この記述で注目されるのは、comfort women (慰安婦) の箇所に「いわゆる」を含蓄するクオーテーション・

マーク（:）を付していること、およびその後「戦時性奴隷についての婉曲な言い方」という注釈をおいていることである。国連の人権諸機関や国際的な人権NGOの間では「(従軍)慰安婦」という、事柄の本質を隠蔽するような表現ではなく、「戦時性奴隷」の語が定着している。J.Tも、その(グローバル・スタンダード)に従ったものとみられるが、日本のほとんどのメディアがカギ括弧も付けずに慰安婦と表記している状況のなかで、この報道スタンスは評価に値しよう。

さて、先の四本の社説だが、一日のコンピュータ教育に関するものを除き、あとの三本は、いずれも現在の教育をめぐる最も重要な争点に関わっている。すなわち、①教科書検定基準の改定(二二日)、②教育委員会制度の改革(一三日)そして③道徳の教科化(一四日)の問題である。これらは、第一次安倍政権時に強行された安倍流教育「改革」——その筆頭に挙げられるのが二〇〇六年の教育基本法(以下、教基法)の改悪である——を(第一ラウンド)とすれば、いわば政権復帰後の安倍流教育「改革」の(第二ラウンド)における主要争点ということが出来る。これらの争点

を的確に喝破したところにも、J.Tの見識が表れている。以下、節を改め、これらの社説にも言及しながら各争点について考察していきたい。

一 教科書検定基準改定問題

第一の教科書検定基準改定問題は、二〇一三年四月の国会答弁で、安倍首相が「教科書検定基準に改正教基法の精神が生かされていない」と述べたことに端を発する。その後、自民党教育再生実行本部・教科書検定の在り方特別部会による「議論の中間まとめ」の公表(同年六月)、下村博文文科相による「教科書改革実行プラン」の公表と教科用図書検定調査審議会(以下、検定審)への諮問(一一月)を経て、二〇一三年一月二〇日に検定審の「教科書の改善について(審議のまとめ)」が公表された。

検定審が、わずか二回の審議で「了承」した検定基準改定案は、社会科教科書の検定について、①近現代史で通説がない事項はそれを明示する②政府見解や最高裁判例がある場合はそれに基づく記述にする③結果が未確定の時事的事項は特定の事柄を強調しすぎないという「基準」を立て、検定の観点として、教基法・

学習指導要領の目標などに照らして「重大な欠陥」があれば不合格にする、というものである。

一月二日のJT社説は、この検定審の答申を問題としている。「教育か洗脳か?」というタイトルが示唆するように、上記のような検定基準の改定は、子どもたちに政府見解を植え付けることを意図するものだと批判する。また、「通説」が定かでない場合はそのことを明記すべしとの改定案に対しては、「なぜ文科省が特定のテーマについて通説が存在しないなどと決めつけることができるのか?」との疑義を述べている。これらの指摘について、若干の考察を行おう。

まず、教科書検定における政府見解の強要という事情だが、これは目新しいことではなく、すでに八〇年代の教科書検定において、いわゆる〈書かせる検定〉の問題として登場していた。一例として中学校社会科教科書の検定を挙げよう。そこでは、「一九六八年には核兵器拡散防止条約も結ばれた。しかし、いずれも大国の利害がからみ、核の全面禁止にはいたらなかった」との原稿の記述が、検定により「一九六八年には日本も参加して核兵器拡散防止条約も結ばれた。しかし、国際的緊張が続くなかで、核保有の均衡が平和に

役立つとする主張も強く、核兵器の全面禁止にはいたらなかった」と改められた。これは明らかに、「核抑止力論」という政府見解を盛り込んだものである。今回の基準改正は、このような政府見解による教科書の統制を、より本格的に行うことを企図したものであり、教科書を〈政府広報〉に変質させるものといえよう。

つぎに、近現代史の特定テーマに関する「通説」の問題については、これが家永教科書訴訟における重要な争点の一つであったことが想起される。たとえば、同訴訟の最後の判決となった第三次訴訟の最高裁判決（大野判決、一九九七・八・二九）では、七三一部隊（旧日本軍の細菌戦研究部隊）に関する記述に対する検定が争点の一つとなった。検定では、同部隊については「また信用に耐えうる専門的学術的研究がない。教科書に取り上げるのは時期尚早」との修正意見が付けられ、同記述は全文削除とされた。この検定につき大野判決は、次のように判示してその違法性を認定した。

——「本件検定当時において、……関東軍の中に細菌戦を行うことを目的とした『七三一部隊』と称する軍隊が存在し、生体実験をして多数の中国人等を殺害したとの大筋は、既に本件検定当時の学界において否定

するものはないほどに定説化していたものというべきであり、……文部大臣が、……修正意見を付したことは、その判断の過程に、検定当時の学説状況の認識及び旧検定基準に違反するとの評価に看過し難い過誤があり、裁量権の範囲を逸脱した違法があるというべきである。」

右のように大野判決は、裁判所なりに歴史学界における学説状況を検証し、「七三一部隊」の細菌戦研究の事実につき、その「定説」性を認定したのである。裁判官による学説の検討が司法のありかたとして妥当かどうか、大いに疑問のあるところだが、いずれにせよ現在の日本の裁判所が教科書検定について「通説準拠主義」を採っていることは明らかである。

このような司法状況に照らした場合、今回の基準改定の意図するものが垣間見えてくる。それは、歴史認識の（相対化）による歴史教育の国家統制である。つまり、一方では歴史学界における学問的検証を経た教科書記述については、なんらかの異説を持ち出してその学問的信頼性に疑問を投げかけ、他方では、たとえ話題となつている育鵬社版の教科書のような学問的な批判に耐えない教科書を、いわば（何でもあり）の

論法で検定合格とさせる、という狙いがあるのである。

前者の、異説による通説の（相対化）については、すでに多くの検定実例がある。たとえば、二〇〇七年三月に公表された高校教科書の検定では、沖縄戦における「集団自決」に関する問題で、「日本軍が住民に集団自決を強制した」との日本史教科書の記述に対し、文科省は従来の容認姿勢を変え、「沖縄戦の実態について誤解するおそれがある」との検定意見を付して修正を求めた。この結果、教科書の記述は軍の強制の事実には触れないかたちに変更された。注目されるのは、このような検定意見について文科省が、「軍の強制は現代史の通説になつているが、当時の指揮官が民事訴訟で命令を否定する動きがある上、指揮官の直接命令は確認されていない」との学説も多く、断定的表現を避けるようにした」と説明していることである。説明のなかの「民事訴訟」とは大江健三郎氏の著書『沖縄ノート』における集団自決の記述に対し、元日本軍指揮官が名誉毀損で訴えたという事案である。この裁判は、結局最高裁における大江氏側の勝訴で決着した。ここでも司法は歴史学界における「通説」に依拠したのである。にもかかわらず、この民事訴訟の存在は、歴史教

科書に対する検定の場面では、歴史叙述の（相対化）による「通説」排除という役割を見事に果たしたのである。

二 教育委員会制度改革問題

一月一三日のJ・T社説が扱った教育委員会（以下、教委）制度の改革問題には、かなりの紆余曲折があり、本稿執筆時点でもその行く末は流動的である。そこでここでは、J・T社説が出された時点での問題状況に即して検討する。

社説は、二〇一三年一月二三日に中教審が下村文科相に答申した二つの教委制度改革案を題材としている。一案は、地方公共団体の首長に教育行政の最終責任を委ね、教委の地位を引き下げもの、そしてもう一案は、教委に最終責任を委ねるが、教委の日常業務を担う教育長を首長の任命とするものである。社説は、安倍政権が第一案に沿う方向で地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教法）を改正しようとしているとし、その問題性を次のように指摘する。――

「この提案は、しかし、現行の教委制度の基本的な考えかた、つまり、政治的中立性の維持、教育の継続性

および教育の民主的コントロール、といった原則に反する。自治体の首長が自らのイデオロギーに沿う方向で、あるいはなんらかの政治的利益のために教育のかたちを変えようとして権力を行使するという可能性は排除されない。」

現在の教委制度改革の基本的な指向は、社説の指摘にもあるとおり、自治体首長による教育行政の政治支配の強化にある。そしてそこには、教育行政のありようをめぐる原理的な問題がひそんでいる。――右のような教委改革のコンセプトは、選挙において相対多数を獲得した自治体首長に（民意の体现者）という資格を認め、民主的正当性を体现する首長による（政治主導）の教育行政を標榜するものである。この一見、教育行政における民主主義の貫徹を指向するような改革コンセプトが打ち出されたのは、戦後教育改革において樹立された教育行政の基本原則のなかに、「教育の自主性」「教育行政の一般行政からの独立」「教育行政の地方分権」とともに、「教育行政の民衆統制（popular control）」が含まれていることと無関係ではない。この原則は、地方自治の一内容である「住民自治」の理念に基づき、教育行政が住民の意思に基づ

いて行われるべきことを要請するものである。先の改革コンセプトは、一応の民主的正当性を承認しうる自治体首長による教育行政の「統制」を語るという点で、この民衆統制原則に沿うものであると主張される余地があるのである。この事情をどう考えるべきかが問われることになる。

この点、戦後教育改革において構想されていた教育行政の民衆統制の制度が、公選制教委であったことが想起されねばならない。同制度は、政治選挙とは区別される自治体住民の直接選挙によって選ばれた教育委員が合議制の行政委員会を構成し、これが教育行政を担うという仕組みであった。当初の制度設計では、公選の教育委員による素人統制 (amateur control) と免許状を有する教育長による専門的指導性 (professional leadership) という二つの要素が抑制と均衡の関係を保つことが図られていた。

公選制教委の右のような制度構想は、民衆統制原則を理解するうえで示唆的である。ポイントの一つは、民主的正当性の調達のルートにある。ここでは、民主的正当性は政治選挙を媒介とする住民―首長・議会―教委という間接的ルートによらず、直接公選制により

住民から教委へ直接的に調達される。教育行政機関である教委が民意を直接的に調達するという仕組みは、とくに教育行政の一般行政からの独立を実質的に担保するという意味をもつ。とすれば、自治体首長を介する間接的な民意調達を根拠として一般行政を担う首長部局の優位を説くのは、民衆統制原則の本来の趣旨とは相容れないことになる。

ところで周知のように、公選制教委は一九五六年制定の地教行法により任命制教委にとつて代わられた。この改変は右にみた民衆統制の本来的なルートが遮断されたこと、したがって同原則の理念型が放棄されたことを意味する。地教行法は他の教育行政原則にも重大な改変を加えており、総体として戦後教育改革の理念を実質的に崩壊させる立法であった。今回の教委制度改革は、教育行政の民衆統制原則を恣意的に援用して、この理念からの後退をさらに加速するものといえよう。

三 道徳の教科化

一月一四日のJ T社説のタイトル「原義は「子どもたちを放任せよ」(Leave those kids alone)であり、

一見した限りでは内容が理解しがたいが、ここでは安倍流教育改革第二ラウンドのもう一つの目玉である道徳の教科化の問題が論じられている。

現在の学習指導要領のもとで、小中学校では年に三五時間の道徳の授業がおかれているが、それは独立した教科ではない。もちろん教科書もなければ成績評価も行われない。これを正規の授業科目——J T社説の表現では an officially designated subject——とし、検定教科書の使用や教師による成績評価も義務づけようとするのが図られている。

道徳の教科化の理由として下村文科相は、子どもたちの規範意識 (normative consciousness) を高めることを挙げているが、このことは、今回の道徳の教科化政策が改正教基法やこれを受けて二〇〇七年に改正された学校教育法の掲げる教育目標である「規範意識」の涵養と直結していることを示す。また、二〇一三年に成立したいじめ防止対策推進法が、いじめ防止の観点から子どももの「規範意識」の養成を保護者に求めていることも無関係ではない。

道徳教科化の問題点は多岐にわたる。その一端をJ T社説は的確に指摘している。——「〔道徳教育の〕指

針は、保守的で後ろ向きな一連の価値を強調し、それら子どもたちに押しつけるという大きな危険性がある。このような状況のもとでは、集団の圧力による同調主義 (conformism) が子どもたちの間に広まり、彼らをして政府の欲するように思考し行動させるという結果をもたらすであろう。道徳教育に教科書が用いられれば、子どもたちは彼らが実生活で直面する諸問題に自律的に考えたうえで対処するという機会を奪われるであろう。」

道徳の教科化の最も重大でかつ原理的な問題性は、このことが立憲主義国家の根本精神に背馳するという点である。日本国憲法一九条は国民の思想・良心の自由を基本的人権として保障するが、この規定は同時に国家の価値中立性という客観的な憲法原則をも定めている。価値中立性原則とは、国家が特定の世界観にくみしてはならないというものである。フランスの公法学者レオン・デュギー (Leon Duguit) の表現によれば、「国家は学説 (doctrine) を持つてはならない」ということである。国民諸個人の道徳観に国家が干渉を及ぼし、国家が「道徳の教師」を僭称するのは許されない。戦前日本の学校教育は「修身」(＝道徳) を基

幹科目とすることにより、この過ちを犯した。今また、立憲主義に反する過ちが繰り返されようとしている。

おわりに

本稿執筆中、沖縄に赴き、今大きな問題となつてい
る同県竹富町における教科書採択問題について現地調
査を行った。教科書採択は、教科書検定とともに教科
書の国家統制の手段の一つであるが、竹富町における
採択問題の経緯は、この制度のもつ重大な問題性を浮
き彫りにしている。また、この問題は本稿で考察した
安倍流教育「改革」の（最前線）に位置している。調
査をとおしてさまざまなことが明らかとなったが、本
格的な考察は他日を期したい。

（なるしま たかし・獨協大学法学部教授）

戦争下の障害者

—「産めよ、殖やせよ」のもとで

私の長兄は、松葉杖を離せない身体障害者だった
が、剣道や登山もやり、絵を描きカメラも趣味にし
た。大正デモクラシー下の一九一八（大正七）年生
れだった。しかし、一九三九年の国民徴用令（勅令）
で工場に配置された。徴兵は無いから結婚して二人
の女の子を得た。市内中心部、古刹の徳聖寺（中村
啓識住職）付近に間借りしていた。敗戦直前の長岡
空襲で親子四人近くの川に入り、火を逃れたが、一
歳未満の子はそれがもとで亡くなり、火葬は二駅も
離れた地で行った。

藤野豊さん（敬和学園大学教授）は、「フアシズ
ム体制下の病者・障害者」の研究で解明。ヒトラー
に倣って日本政府も排除・動員の政策を採用した。
一九三四年、第六五議会に医師出身の議員が中心に
「民族優生保護法案」を提出した。一九四〇年に国民優生法
が成立し、翌年から遺伝性と断定された障害者の断
種が開始された。一九四七年までに五三八人を断種。
ナチスは一九三三年の一年間に三万数千人を断種し
た。T四計画は安楽死の実行である。日本は断種数
は少ないが、発想はヒトラーと同じである。（吉田）